

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成23年6月24日（金）午後3時から

2、開催場所 錦江町本庁 2階庁議室

3、出席委員（19人）

会長	13番	白井 太郎
会長代理	12番	近川 正人
委員	1番	鍋 康博
〃	2番	小園 増廣
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	落司 順一
〃	6番	牧原 昇
〃	7番	樋渡 俊信
〃	8番	宿利原 勝吉
〃	9番	宮川 正幸
〃	10番	青木 稔
〃	11番	鮫島 廣幸
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	基 岸澄
〃	16番	安水 義文
〃	17番	鳥淵 千秋
〃	18番	今熊 悦郎
〃	19番	宿利原 義照
〃	20番	鈴 一磨

欠席委員 3番 有里 正心

事務局職員 松元 辰朗 事務局長 折久木 まり子 書記 中野 好太郎 書記

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第8号 農地法第3条許可申請について

議案第9号 農地法第4条許可申請について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成23年度第3回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。

| 本日の総会に3番の有里正心委員から欠席届が出されております。農協関係で重要な会議が開催されるとのことで欠席されます。なお、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立しておりますので開会いたします。

| それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

全 委 員	な し。
議 長	<p>それでは異議はないということですので、11番の鮫島廣幸委員と15番の基岸澄委員を指名いたします。</p> <p>宜しくお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告について事務局から報告と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(会務報告と説明及び錦江町農業委員会活動の適正化についての報告)</p> <p>農地法第3条及び第6条関係に係る適正化事務の取り扱いについて、国の方から農業委員会の適正な事務運営に係る一連の書類等を事務所に備えるか、町のホームページに搭載して農業委員会活動を明確化することとなりました。</p> <p>本町農業委員会では、これまでに総会の会議録及び各年度ごとの農業委員会活動計画並びに年度末の活動の評価・点検を行い、その情報等をホームページに掲載していたところでございます。今後は追加する形で冒頭にあげました農地法第3条及び第6条関係を追加する形で、要求されました情報を町ホームページに掲載するか、必要書類を事務局内に備えるか、とすることになっているところであります。</p> <p>本町の場合は、町ホームページの管理担当者へデータを依頼しているところであります。近日中に搭載が可能となっているところであります。以上のとおり錦江町農業委員会活動の事務適正化についての近況をご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>只今の会務報告及び農地法関係の事務の適正化等について、何かご質問、ご意見ございませんか。</p>
全委員	<p>発言なし</p>
議 長	<p>ないようでございますので、以上で報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p> <p>議案第8号 農地法第3条許可申請について提案します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条許可申請 受付番号6号 譲渡人は、K・Yさん鹿屋市の方です。</p> <p>経営規模は、自作地2, 261㎡、譲渡理由は贈与となっております。</p> <p>申請地は、城元集り1359-1、地目は台帳現況とも田、地積は337㎡あります。</p> <p>譲受人は、S・Jさん75歳で上之宇都自治会にお住まいの方です。</p> <p>経営規模は、世帯員3、労働力3、自作地11, 378㎡、貸付地13, 960㎡となっております。</p> <p>農地の取得要件については、錦江町の別段に定める下限面積30aは問題ございません。</p> <p>農業機械の装備については、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機等の農業機械を所有されています。</p> <p>農作業従事については、年間従事できるような記載があります。</p> <p>取得要件には関係がないと思いますが、貸付地は柳ヶ迫団地にあり認定農業者である甘諸農家に貸し付けがしてあるようです。貸付地は経営形態の違いで貸し付けてあるのではと思われま。</p> <p>農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。</p> <p>調査委員は13番の白井委員となっております。</p>
13番 白井委員	<p>調査報告を致します。只今事務局から説明がございましたが、K・YさんとS・Jさんは兄弟ということでありまして。Kさんの方が兄で鹿屋市に住んでいらっしゃるそうです。兄弟の中で贈与、受贈という形で上がってきているところです。</p> <p>事務局の説明のとおりでありまして、しいていえば70歳を超える高齢であります。若い娘さんが後継者的にいらっしゃいますので大丈夫ではなかろうかと思っております。別に問題はないのではないかと思います。</p>
議 長	<p>調査報告を行いました。質問あるいは異議等がありましたら出して頂きたいと思っております。</p>
全委員	<p>なし。</p>
議 長	<p>無いようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。</p>

全委員 議 長 全委員 議 長 事務局

はい。
農地法第3条許可申請 受付番号6号について賛成の委員の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成ですので農地法第3条許可申請 受付番号6号は許可することに決定しました。
議案第8号を終わりました。議案第9号に入ります。説明をお願いします。
農地法第4条許可申請、受付番号1号について説明いたします。
申請人は、M・Iさんで牧原自治会の方です。申請地は神川榎ヶ久保6575-6、地目は台帳現況とも畑で、地積は788㎡となっています。
転用目的は、住宅兼治療室を建設されるということです。
位置図は6ページの中央部に記がしてあるところです。字図が7ページにありますが6575-6の処です。配置図が8ページにありますが、建屋と駐車場の配置が示されています。
農地の区分については、農振地内の農用地外となっています。
転用に関する農地区分は、農地法第4条第2項第1号のイの農用地区域内の農地ではありません。
ロのイ以外の農地では、集団的に存在する農地その他の良好な条件を備えている農地で、政令で定めるものとなっています。そこで農地法施行令第11条第1項第1号は、概ね10ha以上の規模の一団の農地とありますが、当該農地は集団性のない農地であります。
2号の土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、又はこれに準ずる事業の施行にある農地とありますが、これまでに土地改良は施されていない農地であります。
3号の自然的条件から見て標準的な農地を超える生産を上げる農地となっていますが、標準以上の生産が上がるような条件を備えているような農地ではないようです。
これらの事から当該農地は第2種農地に該当しており、その他の農地として中山間地等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地として取り扱えるものと思います。
添付書類として、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等が付けてあり、隣接地所有者などから苦情があったときは自らの責任で誠意をもって対処することが明記されております。以上のようなことで説明を終わります。
調査委員は、11番の鮫島委員となっています。

議 長 11番 鮫島委員

鮫島委員調査報告をお願いします。
6月21日に会長、事務局職員と現地調査を致しました。只今事務局から説明があったとおりでございますが、この農地は平成8年に農家住宅を建設するというので、農用地除外申請がなされておりますので農用地の件は農用地外であります。当時、農用地除外は農家住宅の建設ということで農地法5条許可も下りていたところですが、本人の都合で農家住宅建設に至らず、所有権移転のみが先行した形になっているところがございます。
この農地の周辺は、町道に面した榎ヶ久保という処で7町歩の農地がありますが、概ね10haの規模の一団をなしているとは思えません。
この農地を含めて、これまで土改良事業は施してありません。
この農地の生産については、牧草を栽培されたこともありますが、生産量は人並みな生産であり、特別に高い生産されたということもありませんでした。
これらの事から事務局の説明のとおり2種農地であると思われまます。
また、事業計画書など一連の書類も出されており、自己責任も明確化されているようですので、転用についてはやむを得ないのではないかと思います。宜しく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。只今から質疑に入りたいと思います。質問あるいは、異議ある方は挙手して出して頂きたいと思います。

全委員 議 長 全委員

なし。
ないようでございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。
はい。

議 長 農地法第4条許可申請 受付番号1号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議 長 全員賛成ですので農地法第4条許可申請 受付番号1号は原案のとおり決定して、意見書を付けて鹿児島県知事へ進達することに決定しました。
議案第9号を終わりました。次に議案第10号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 議案第10号 受付番号1号について説明いたします。
受付番号1号の譲渡人は、鹿児島県地域振興公社です。申請地は、馬場木原ノ上1974-2、地目は台帳現況とも田、地積は1,709㎡です。
譲受人は、I・Tさん木場自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力2、自作地8,513㎡、小作地5,327㎡で施設菊を中心に露地野菜等の複合経営を営んでいらっしゃいます。
取得要件等について担当委員から調査報告をお願いします。調査員は6番の牧原委員となっています。

議 長 牧原委員調査報告をお願いします。

6番 牧原委員 はい。ご報告致します。I・Tさんは、皆さんご存知のとおり認定農業者でもあり、ハウスでの菊栽培を中心に頑張っていると思います。農地の利用状況はよく利用されています。この田にもハウスが建っていますが、取得金額3,588,900円は完納されていますので何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

議 長 ありがとうございます。只今牧原委員から調査報告がありましたが質疑に入ります。ご異議、ご意見ございましたら出して頂きたいと思います。

全委員 なし。

議 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議 長 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について、受付番号1号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議 長 全員賛成ですので農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について、受付番号1号は原案のとおり決定しました。
次をお願いします。

事務局 受付2号はM・K委員本人の事案となりますので、K委員は本件に参加できませんのでそのつもりをお願いします。
受付番号2号の譲渡人は、これも鹿児島県地域振興公社です。申請地は神川木道平7503-1、地目は台帳現況とも畑です。地積は1,833㎡です。
譲受人は、M・Kさんで神川上自治会の方です。経営規模は世帯員3、労働力3、自作地10,929㎡、小作地16,888㎡でタバコと加工大根の複合経営を営んでいらっしゃいます。
調査員は9番の宮川委員となっています。

議 長 宮川委員調査報告をお願いします。

9番 宮川委員 調査報告を申し上げます。今事務局から説明がありましたとおりでございます。皆様もご承知のとおりKさんは、認定農業者でもあり、また農業委員でもあります。そのようなこと等で全ての農地を耕作され、農作業にも常時従事しておられます。現在息子さんが一人おられますので、これから自立した意欲ある農地確保というようなことではないかと思うところであります。特に問題はないのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。只今宮川委員から調査報告を頂きましたが、質疑に入ります。何かございませんか。

宿利原勝吉委員 現地調査の担当については、所有者の土地と畑のある処と、どちらを優先して担当を決めるのですか。前は宿利原地区の担当員が行いましたが、今回は別な方がされました。

事務局 本件の場合、鹿児島県の公社と譲受人のKさんの件になりますので、要は受ける方の要件を確認しますので、その方が妥当ではないかということです。取得要件というのがありますので、中心に思っているところです。

宮川委員 今、宿利原勝吉さんからありましたが、私は事務局の要請で6月21日に関係の確認調査を行いました。色々前の経緯もあってのことだと思えます。事務局からあったようなことが適切であるのではと思います。価格は聞いていませんでした。

事務局 価格は、851,107円です。

議長 宜しいですか。

全委員 はい。

議長 他にありませんか。

全委員 なし。

議長 それでは質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について、受付番号2号について賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 （全委員挙手）

議長 全員賛成ですので農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について受付番号2号は原案のとおり決定しました。議案第10号を終わりにして、議案第11号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権の設定）の錦江町長に対する要請について提案いたします。説明をお願いします。

事務局 今回の総会資料は間違った資料を送付しまして申し訳ございません。12ページの42号のところに馬場と書いてありますが、城元に訂正してください。お詫び申し上げます。

事務局 それでは議案第11号 受付番号36号から43号までを提案します。受付番号36号から38号の貸人は、K・Mさん長谷自治会の方です。申請地は、田代麓御手洗124、地目は田、地積は381㎡。次に田代麓馬渡297-2、地目は畑、地積は2,482㎡の内2,000㎡。次に田代麓馬渡315、地目は田、地積は945㎡となっています。期間は、平成23年7月1日から平成33年12月14日まで、小作料は使用貸借ということではありません。借り人は、T・Mさん中村自治会の方です。経営規模は、自作地16,143㎡、小作地28,727㎡で生産牛を飼育されています。農業機械もトラクター、モーターなど畜産で利用する農業機械を装備されています。調査委員は、1番の鍋委員となっています。

次に39号から40号の貸人は、これもK・Mさんで、長谷自治会です。
申請地は、田代麓馬渡302-1、地目は畑、地積は1,854㎡。
次に田代麓馬渡303-1、地目は畑、地積は3,712㎡となっています。
期間は平成23年7月1日から平成33年12月14日まで、小作料はこれも使用貸借
ということではありません。
借り人は、T・Tさん富田自治会の方です。
経営規模は、自作地64,168㎡、小作地64,829㎡で茶の専業農家でありま
す。家族4人の家族経営で、年間250日の従事日数が記載されています。農業機械につ
いての記載がございませんでした。
調査員はこれも1番の鍋委員となっています。

次に受付番号41号の貸人は、M・Eさん鹿児島市にお住まいです。
申請地は、馬場寺前ノ上2033-1、地目は田、地積は609㎡です。
期間は平成23年7月1日から平成27年12月14日まで、小作料は10,000円
となっています。
借り人は、H・Hさん宮脇自治会の方です。
経営規模は、自作地11,018㎡、小作地22,068㎡で水稻や露地野菜を中心と
した複合経営を営んでいらっしゃいます。農業機械はトラクターなど一連の機械を装備さ
れています。
調査員は、6番の牧原委員となっています。

次に受付番号42号の貸人は、M・Hさんで宮脇自治会の方です。
申請地は城元集り1368-1、地目は田、地積は884㎡です。
期間は平成23年7月1日から平成28年12月14日まで、小作料は使用貸借であり
ません。
借り人は、前号のH・Hさんですので省略します。
調査委員は、13番の白井委員となっています。

次に受付番号43号の貸人は、N・Mさん鹿児島市にお住まいの方です。
申請地は、城元集り1355-2、地目は田、地積は1,951㎡です。
期間は平成23年7月1日から平成25年12月14日までとなっています。小作料は
これも使用貸借ということではありません。
借り人は、前号のH・Hさんですので省略します。
調査委員はこれも13番の白井委員となっています。
調査委員は、権利取得の要件を中心に調査報告をお願いします。

議 長 それでは鍋委員、牧原委員、私の順に調査報告致します。鍋委員お願いします。

1番 それでは報告致します。6月21日にMさんの処に伺いまして、話を聞いてみました。
鍋委員 この36号から40号にかけては、現在77歳で農業者年金を受給するために10a以上
あるといけないということから、使用貸借という形でT・MさんとT・Tさんをお願い
してあるようです。

T・Mさんにつきましては、先ほどありましたように畜産と水稻で担い手農家というこ
とで頑張っているようです。T・Tさんも後継者と共に自分で茶工場も持っておられ
ておられますので、何ら問題ないと思います。宜しくをお願いします。

議 長 牧原委員お願いします。

6番 報告致します。Eさんは鹿児島市在住で、たまにこちらへ帰ってこられるというこ
牧原委員 で、少し田も荒れていたところですが、Hさんに話をしましてすぐに借りていただきまし
て飼料米が植えてあります。

Hさんの農地の利用状況は、馬鈴薯やインゲンなど植えていまして、荒らしているよう
なところはほとんどないというようなことであります。年間従事日数も250日以上を超
す認定農業者でもあります。何ら問題ないと思います。

13番
白井委員 | それでは42号43号の調査報告を致します。M・Hさんは親子。N・Mさんは、鹿児島市に住む女性ということで耕作できないというようなことであります。牧原委員の方でHさんの事については、今回も出てきている方ですので省略しますが、農地は有効に利用してくださいというようなことを申し添えておきました。

議長 | 質疑に入ります。何かご質問ご異議ございませんでしょうか。

落司委員 | N・Mさんのこの田はどの辺りでしょうか。

白井委員 | 現地は見えていません。

落司委員 | このN・Mさんは、高く貸しているときもありますので。

白井委員 | 牧原さんの紹介でということでしたが、何かございませんか。

牧原委員 | 何も聞いていません。

安水委員 | 継続となっておりますが、前はどうか。

事務局 | 昨年の12月で期限が切れたところですが、更新をするさいHさんが書類を預かっていたそうですが、本人が提出されるということで継続したところです。前回と同じです。

議長 | 小作料については一応使用貸借ということで上がってきていますので、間違いないと思います。宜しいですか。
他にございませんか。

全委員 | なし。

議長 | 質疑を打ち切って採決に入っても宜しいでしょうか。

全委員 | はい。

議長 | それでは受付番号36号から43号まで、賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 | (全委員挙手)

議長 | 全委員賛成でしたので、受付番号36号から43号までは原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局 | 次は受付番号44号から52号まで提案いたします。
受付番号44号から46号までの貸人は、E・Nさんで橋ノ口自治会の方です。
申請地は、田代麓油木田934-1、地目は田、地積は526㎡。
次に田代麓油木田935-1、地目は田、地積は1,030㎡。
次に田代麓前田939-2、地目は田、地積は500㎡となっております。
期間は、平成23年7月1日から平成28年12月14日まで、小作料は米俵3俵の物納となっております。
借り人は、有限会社 Mとなっております。
経営規模は、自作地はありません。小作地が29,523㎡水稻を中心に耕作されています。農業機械についての記載はございません。
調査員は14番の貫見委員となっております。

次に受付番号47号から49号の貸人は、H・Sさんで愛知県の方です。
申請地は、田代川原大迫ノ上5766-3、地目は田、地積は373㎡。
次に田代川原大迫ノ上5766-5、地目は田、地積は992㎡。
次に田代川原下栗山5857-4、地目は田、地積は834㎡となっております。
期間は、平成23年7月1日から平成28年12月14日まで、小作料は米俵2俵の物納となっております。
借り人は前号の有限会社 Mとなっておりますので省略します。
調査委員は、これも14番の貫見委員となっております。

次に受付番号50号の貸人は、M・Oさんで日置市の方です。
申請地は、田代川原大迫ノ上5766-1、地目は田、地積は493㎡です。
期間は、平成23年7月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり5,000円となっております。
借り人は前号の有限会社 Mとなっておりますので省略します。
調査委員は、これも14番の貫見委員となっております。

次に受付番号51号と52号の貸人は、R・Sさんで福井県金沢市の方です。
申請地は、田代麓池増925、地目は田、地積は781㎡。
次に田代麓池増926-1、地目は田、地積は502㎡となっています。
期間は、平成23年7月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり5,000円となっております。
借り人は前号の有限会社Mとなっていますので省略します。
調査委員は、これも14番の貫見委員となっています。
取得者に関する要件等について報告をお願いします。

議長 受付44号から52号までの件について、貫見委員調査報告をお願いします。

14番貫見委員 調査報告を致します。受付番号44号から52号の借り人は、有限会社Mであります。これは先月も出てきましたように44号から52号は2年ほど耕作放棄地となっていたところがございます。Mは雇用が8人いまして、全ての利用権をされたところは草刈りも終わり、綺麗に耕運もされておりました。普通水稻の田植も終わったところがあるようがございます。これまで多くの利用権設定をされておりましたが、草刈りや耕運をされておりますので荒れたところはありません。以上です。

議長 ありがとうございます。只今貫見委員の調査報告がありましたが、質疑を受けたいと思います。何かございませんでしょうか。

全委員 (質問等なし)

議長 無いようではございますが、質疑を打ち切って採決に入って宜しいでしょうか。

全委員 はい。

議長 それでは、受付番号44から52号に賛成の委員の挙手を求めます。

全委員 (全委員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号44号から52号までは、原案のとおり決定しました。次をお願いします。

事務局 最後に受付番号53号から58号まで提案いたします。
貸人は、T・Sさんで笹原自治会の方です。
申請地は、馬場下原4165-1、地目は畑、地積は482㎡。
次に馬場旭原4206-1、地目は畑、地積は1,062㎡。
次に馬場旭原4224-6、地目は畑、地積は482㎡。
次に馬場新田4272-2、地目は田、地積は1,429㎡。
次に馬場笹原4422-1、地目は田、地積は953㎡。
次に馬場昭和5635-1、地目は畑、地積は1,242㎡となっています。
期間は、平成23年7月1日から平成32年12月14日までとなっています。小作料は使用貸借ということではありません。
本件は農業者年金の後継者移譲ということで10年を過ぎで再設定をされたものであります。
借り人は、H・Hさんで本町自治会の方です。
経営規模は、小作地5,650㎡で水稻や牧草を作っているとのこと。
農業者年金受給に関する諸名義変更等の確認書類は、農業共済組合、農業所得に係る町民税の申告、転作助成金の交付申請、農業協同組合の組合員の確認、土地改良区の組合員の確認などいずれの機関の確認も取れております。
調査委員は、20番の鈴委員となっています。

議長 鈴委員調査報告をお願いします。

20番鈴委員 はい。ご報告します。この件は今事務局が説明をしましてとおり農業者年金の関係の案件でございまして、娘婿さんでございまして、継続でございまして、今までもこのとおりやっておりますし、何ら荒れた土地もありませんし、上手く耕作されているようでございます。終わります。宜しくお願いします。

議長 ただ今調査報告がありましたが、質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

全委員 なし。

議長 ないようではございますが質疑を打ち切って採決に入ってもよいですか。

全委員 | はい。
議 長 | それでは、受付53号から58号まで賛成の委員の挙手を求めます。
全委員 | (全委員挙手)
議 長 | 全委員賛成ですので、受付番号53号から58号までは原案のとおり決定しました。
| 以上で議案第11号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用
| 集積計画利用権設定の錦江町長に対する要請についてを終わります。
| 以上で本日の付議事項を終了いたします。

会長

11番

15番

議事録 第11号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用